

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部を改正し、次掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

令和六年三月二十九日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一―五―二二

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(宮内庁の特別職)</p> <p>第二条 法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。</p>	<p>(宮内庁の特別職)</p> <p>第二条 法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。</p>

一〇五 (略)

六 上皇侍従 (六人)

七 (略)

八 上皇侍医長 (一人) 及び上皇侍医 (五人)

九〇十五 (略)

一〇五 (略)

六 上皇侍従 (七人)

七 (略)

八 上皇侍医長 (一人) 及び上皇侍医 (四人)

九〇十五 (略)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。